

令和5年3月16日

交通安全対策特別交付金の交付決定（令和4年度3月期）

総務省は、令和4年度3月期分の交通安全対策特別交付金の額を3月16日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

21,238百万円

2 現金交付

令和5年3月23日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：原理事官・齋野

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

令和4年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	503	475
2 青森	140	69
3 岩手	153	76
4 宮城	176	194
5 秋田	119	59
6 山形	150	75
7 福島	216	105
8 茨城	296	149
9 栃木	214	107
10 群馬	341	170
11 埼玉	673	454
12 千葉	558	366
13 東京	1,252	625
14 神奈川	573	804
15 新潟	172	169
16 富山	113	56
17 石川	117	58
18 福井	72	36
19 山梨	93	46
20 長野	259	125
21 岐阜	186	92
22 静岡	479	507
23 愛知	780	662
24 三重	161	80
25 滋賀	135	67
26 京都	148	184
27 大阪	747	750
28 兵庫	567	445
29 奈良	132	63
30 和歌山	82	39
31 鳥取	53	25
32 島根	74	37
33 岡山	160	163
34 広島	198	199
35 山口	133	66
36 徳島	94	46
37 香川	125	62
38 愛媛	130	65
39 高知	74	35
40 福岡	530	591
41 佐賀	133	66
42 長崎	138	69
43 熊本	129	141
44 大分	134	67
45 宮崎	187	93
46 鹿児島	205	102
47 沖縄	133	65
合計	12,238	9,000

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

